

ご利用いただける方 (借入資格者)

詳しくは北対協まで
お問い合わせ下さい

3 旧漁業権者からの死後承継者

②の借入資格者が亡くなられた後に資格を承継された方

配偶者・父母・子のうちお一人のみに承継が可能です。
ただし、その中に①または②の借入資格者がいないことが条件となります。

1 元居住者

- ① 昭和20年8月15日(終戦時)まで引き続き6カ月以上、北方地域に生活の本拠を有していた方
上記の子であって
- ② 昭和20年8月15日以前6カ月未満の期間内に北方地域で出生し、かつ引き続き同日まで北方地域にいた方
- ③ 昭和20年8月15日後に北方地域で出生した方

2 旧漁業権者

- ① 終戦時に北方地域において専用漁業権に基づき漁業を営む権利を有していた方
- ② 終戦時に入漁権に基づき漁業を営む権利を有していた方(根室管内漁協の組合員)
- ③ 終戦時に旧漁業法の免許を受けていた方、またはその貸付を受けていた方(法人の場合はその構成員または出資者たる個人)

4 生前承継者

生前中の①～③の借入資格者から資格を承継された方

借入資格者の生計維持等の要件を満たす配偶者・子・孫または子若しくは孫の配偶者に承継が可能です。
ただし、その中に①～③の借入資格者がいないことが条件となります。

5 死後承継者

平成8年10月以降に生前承継手続きをとることなく亡くなられた①または③の借入資格者から資格を承継された方

亡くなられた資格者の生計維持等の要件を満たした方に承継が可能です。その中に①～③の借入資格者がいないことが条件となります。また、亡くなられた時期により承継が可能な方及び承継の要件が異なります。北対協にご確認ください。

事業に必要な資金

資金の種類	限度額	償還期限
漁業資金	所要額の9割以内 6,000万円	20年
主な使途： 漁船の建造・取得・改造・機関換装、機器の設置、漁具の購入等		
農林資金	所要額の9割以内 3,500万円	15年
主な使途： 農地・牧野の取得、改良、農舎等の設置、家畜の購入、農機具の購入等		
商工資金	所要額の9割以内 3,000万円	15年
主な使途： 工場・店舗等の設置、機械等の購入等		
経営資金	800万円	3年
主な使途： 漁業・農林・商工の運転資金		

生活に必要な資金

資金の種類	限度額	償還期限
生活資金	生活維持資金 40万円	5年
	医療費、入学金 物品購入資金等 特認 250万円	6年
	介護・福祉費用 300万円	10年
住宅資金	所要額の9割以内 3,000万円	30年
主な使途： 補修、増改築、中古住宅購入、新築住宅の建設・購入、これらに附随する土地取得		
修学資金 *	高校/年額 31万8千円	20年 お借入金額により異なります
	大学/年額 63万円	
主な使途： 子又は同居の孫の修学資金 (高等学校・高等専門学校・短期大学・大学・大学院・専修学校)		

* 卒業時まで毎年継続借入が可能(年額×在学年数)で償還は卒業後となります。
* お申し込みは修学者お二人までです。

● 保証人は必ずお一人以上必要となります。* / ● 使途により償還期限等が変わります。

* 保証協会等は利用できません。また、事業に必要な資金をご利用の場合は、保証人の手続き等で時間が要することがございます。ご注意ください。

申込窓口は、資金使途によりそれぞれ北対協、漁協・農協、金融機関に分かれます。(漁協・農協の組合員の方は各組合へお問い合わせ下さい。)

千島会館の専用パソコンで札幌事務所の融資担当者とのオンラインによる各種相談ができます。

会館住所 根室市大正町2丁目12番地

時間 平日9時から16時30分まで(土日祝日を除く)

* 業務の都合により千島会館の担当職員が外出する場合がございます。(事前にフリーダイヤルで予定をご確認願います。)